

生徒心得

1 生徒の心構え

自由にあこがれ自由を求める私たちの学校生活は、自由の中に自ら守らなくてはならない自主的規約を必要とする。真理と正義を愛し、人格の完成を目指し、より高く、より美しい伝統と校風を創造するには、一人ひとりが集団生活における各自の責任を自覚し、行動するように心掛ける必要がある。

2 礼儀と言葉遣い

- (1) 人や物に対して敬愛の情をもって接し、特に年上の人に対しては、言葉遣い、態度に気をつけ、礼儀正しく接する。
- (2) 校内においては、中学生・高校生、学年の上下の区別なく互いに挨拶を交わすようにする。

3 服 装

- (1) 服装は、その人をあらわすものであるから、常に清潔で本校生徒としての品位を保つように心掛ける。
- (2) 服装・髪型は、別に定める本校規定のものとする。

4 通 学

- (1) 通学時は、交通規制、交通道德を守り、事故や危険を未然に防ぐようにする。
- (2) 公共の交通機関を利用する生徒は、マナーに気を付け他の乗客に迷惑をかけないようにする。
- (3) 自転車・原動機付自転車の許可条件は、以下の通りである。
 - ア 自転車通学は、学校まで徒歩 30 分以上かかる者について許可する。担任に申し出る
 - イ 最寄の駅まで自転車を利用する者については、特に条件を定めないが、担任に申し出るとともに、生徒保健課交通安全担当の指導を受けること。
 - ウ 原動機付自転車は、直近の駅又はバス停まで徒歩 1 時間以上かかる場合、事情に応じて許可する場合がある。担任に申し出ること。ただし原動機付自転車の使用は登下校時、自宅から直近の駅又はバス停までに限ることとし、その他普段の生活等では使用しないこと。また、使用時には学校が発行する許可証を携帯すること。

5 校内生活

- (1) 学校は学習の場であると共に集団生活を営む場であるから、互いに秩序を乱すことのないように責任ある行動をとる。
 - ア 教室においては静粛かつ真剣に授業に臨み、授業中の入退出は担当教員の許可を受ける。
 - イ 体育などの授業を見学する場合は事前に担当教員へ届け、その指示に従う。これを怠った場合は怠学となる。
 - ウ テストは自己の成果を知り、次の学習の基礎をつくるものであるから、公正・真剣に臨まなくてはならない。

- (2) 遅刻・早退
ア 遅刻をする場合は保護者(成人に達した生徒の両親等を含む。以下同じ)を通して事前に学校へ連絡する。
イ 遅刻をした場合は、職員室において手続きをとる。
ウ 早退をする場合はHR担任の許可を得なければならない。
- (3) 欠 席
ア 欠席をする場合は保護者を通して事前に学校へ連絡する。
イ 1週間以上の連続欠席、および試験時の欠席の場合は、医師の診断書を必要とする。場合がある。
- (4) 忌 引
忌引の場合は、前項に準ずる届けを提出しなければならない。忌引の日数は次の通りである。
ア 父母が死亡した場合…………… 7日
イ 兄弟姉妹が死亡した場合…………… 3日
ウ 祖父母が死亡した場合…………… 3日
エ 曾祖父母、伯叔父母が死亡した場合…………… 1日
ただし、遠隔地の場合、実際に要した往復の日数を加算することができる。
- (5) 外 出
始業時刻から終業時刻までは原則として校外に出てはならない。ただし、やむを得ない理由で校外に出る場合はHR担任に申し出て許可を得なければならない。
- (6) 下校時刻
下校時刻は平日 17 時 30 分である。ただし、生徒会活動・部活動等の特別活動で必要がある時は平日 19 時 45 分とする。
上記時刻以降活動する場合は関係教員の許可をとる。
- (7) 休日の登校
休日に登校する生徒は、原則として制服を着用する。ただし、部活動の場合は、統一したジャージ等があればそれでも構わない。
- (8) 校内の美化
校舎内外の環境の美化に努め、整理整頓を心掛ける。清掃は担当教員の指導の下、清掃活動を積極的に行う。特に自分の所属する教室内の整理整頓に努めること。
- (9) 校内の飲食
校内の飲食については教室、部室のみとする。ガム、あめ等のお菓子類は禁止する。

6 保健衛生

心身、情緒の安定に努め、必要に応じて教員・専門家の指導・相談を受ける。

7 学校諸施設の利用

- (1) 学校の施設・設備を使用する場合には責任者を定め、関係教職員に届け出て指導と許可を得なければならない。使用後は次の使用に支障のないよう特に注意する。
- (2) 紛失・破損または汚損した場合は直ちに係の教員に届け出て指示に従う。
- (3) 部室は目的外に使用せず、常に清潔・整頓に心掛ける。部活動に必要無い物は置かない。部室の施錠を必ず行い、鍵の管理についても担当教員に預けるなど細心の注意を払う。
- (4) 体育備品を使用する時は、体育科の教員の許可を得ること。

8 掲示および放送等

- (1) 掲示をする場合はあらかじめ申し出て、生徒保健課長の許可を得る。掲示期間を過ぎたものは速やかに責任者が撤去する。
- (2) 放送は、教員の指導の下に実施する。

9 風 紀

- (1) 学校生活を充実させるため、佐久間分校生としての品位を失うことのないように誇りを持って生活する。基本的に貴重品管理は自ら行う。
- (2) 携行品
 - ア 所持品は高校生として相応しくないものは持たない。また、不相応な多額の現金は持たない。
 - イ 所持品には必ず記名する。
 - ウ HR全体が室外に出る場合は、貴重品などは必要に応じて職員室に預ける。
 - エ 金品の貸し借りをしない。
 - オ 携帯電話・スマートウォッチ等の持ち込みについては、個人で責任を持って管理する。校内での使用は厳禁とする。部活動後、送迎のために家庭に連絡したい場合などは、顧問の了解を得て使用すること。
- (3) 遺失物・拾得物の処理
金品を遺失・拾得した場合、および盗難にあった場合は速やかにHR担任に届け出て処置を待つ。
- (4) 災害防除
 - ア 許可なく校内で火気を取り扱ってはならない。
 - イ 火災その他異常を認めた場合は、速やかに職員に報告する。

10 校外生活

- (1) 校外においても本校生徒としての誇りと責任ある行動をとる。
- (2) 午後9時から携帯電話等の使用を控える時間帯とする。
- (3) 他校および校外の団体と交渉を持つ場合は、HR担任または担当教員に相談する。
- (4) 高校生として相応しくない娯楽場・遊技場には出入りしない。
- (5) 夜間の外出を慎む。特に午後10時以降の外出は禁止する。ただし、必要な場合は保護者が同伴する。

11 その他

- (1) 事故・違反（交通・行動）をした場合は、直ちにHR担任に申し出ること。
- (2) 本校の生徒およびその家族の病気・事故・死亡等の不幸があった場合は、HR担任に連絡する。
- (3) 次の事項は禁止する。
 - ア 飲酒・喫煙・薬物（覚醒剤・シンナー・大麻等）の乱用をすること。
 - イ いかなる時でも、暴力に訴えること。
 - ウ 自動二輪の免許を取得すること。
 - エ その他法令で禁止されていること。
- (4) アルバイトは許可制とする。希望する者は、下記の事由・条件等のもと、保護者等と連名の上申し出て許可を得る。
 - ア アルバイトの事由
 - ①家計を助ける
 - ②家庭の経済的な困窮
 - ③地域貢献
 - イ アルバイト許可条件
【期間・職種等】
 - ①長期休業期間（3年生家庭学習期間を含む）であること。ただし、上記アの②及び③の場合は、長期休業期間以外においても協議の上で許可することができる。
 - ②勤務時間が深夜にならないこと。

- ③次のアルバイトは禁止する。
- ・ 宿泊を伴うもの
 - ・ 危険を伴うもの
 - ・ 酒類提供を主とする職種(居酒屋など)
 - ・ 高校生として不健全と判断できる職種(未成年立ち入り禁止場所など)

【学校生活】

- ④成績不振者(各科目の評定に1のある者)でないこと。
⑤学校活動を優先すること。

ウ その他

- ①保護者等の保護・監督の下で行うこと。
②学業等に悪影響を与えないようにすること。
③生徒指導が必要となった場合や学業に悪影響を及ぼしていると判断される場合は、許可を取り消すことがある。

1 2 願・届および手続き

(1) 願を必要とするもの

- ① 転入学・転退学
- ② 休学・復学(病気による場合は医師の診断書を添える)
- ③ キャンプ・登山・遠隔地に旅行する場合(保護者の同意書を添える)
- ④ 旅客運賃割引証明書の交付・学割の交付
- ⑤ 各種証明書(成績・卒業見込み・在学・身分証明書、調査書)
- ⑥ 自転車・原動機付き自転車通学
- ⑦ 原動機付自転車・自動車の免許取得
- ⑧ アルバイト
- ⑨ 掲示
- ⑩ 校舎・学校の施設・設備の利用(休日も含む)
- ⑪ 外郭団体に加入する場合、団体を結成する場合
- ⑫ 金品を集める場合
- ⑬ 校外の集会・行事への参加
- ⑭ 下校時刻以降の残留
- ⑮ 正規以外の服装での通学

(2) 届を必要とするもの

- ① 欠席・欠課・遅刻・早退
- ② 拾得物・紛失物
- ③ 公共の施設・設備の破損
- ④ 法定感染症に本人または家族がかかった場合
- ⑤ 学校感染症が治癒したとき
- ⑥ 住所・姓名・保証人・通学方法の変更
- ⑦ 下宿する場合およびその変更をする場合

服 装 頭 髪 規 定

1 服 装

- (1) 服装は常に清潔で本校生徒としての品位を保つように心掛ける。
 (2) 本校の制服は次の通り定める。

詰襟	冬	上 衣	黒、詰襟の標準学生服（カラー着用のこと） 左衿に校章、右衿に学年章（バッジ）を付ける。 中は白ワイシャツまたは白開襟シャツを着用する。 黒長ストレート型。極端に下げる履き方（腰パン）は禁止とする。
		スラックス	
	夏	コ ー ト	華美でないものとする。
		上 衣 スラックス	白ワイシャツまたは白開襟シャツ 黒長ストレート型
セーラー服	冬	靴 下	華美でないものとする。
		上 衣	紺地に白線 1 本（1.2cm 巾）のセーラー服にネクタイを用いる。セーラーの衿丈は着用時15cm内外とし、衿先はバストラインより 3 cm 下がったところとする。胸に胸当てをつけその上部に佐高の校章を刺繍する（バックの山を銀ネズミ色、佐高を金色）。袖はカフス巾 6 cm に白線 1 本、ポケットは両玉縁で左胸につける。 学年章（バッジ）を付ける。
		スカート タイプ	上衣と同じ色でヒダ数は24とする。丈は膝が隠れるものとする。極端に長いものや短いもの、丈を詰めたものは認めない。（あまりにひどい場合は買い換えてもらう）
		タイツ	寒冷期において華美でない色のタイツの着用を認める。
	夏	スラック スタイプ	スカートと同色でストレート型のものを用いる。
		コート カーデガン	華美でないものとする。 紺または黒
		上 衣	白地に紺線 1 本（1.2cm 巾）のセーラー服にネクタイを用いる。その他は冬服に準ずる。
	靴 下	スカート・ スラックス	冬服に準ずる。
			華美でないものとする。（ルーズソックスは認めない）

- (4) 特別な事情（病気・怪我など）により規定以外の服装をする場合は担任に申し出る

2 頭 髪

- (1) 頭髪は生徒らしく衛生的であることとし、特にパーマ・染色等の加工はしないこと。それ以外でも目にかかる前髪や、奇抜な頭髪は禁止とする。ただし特別な事情がある場合には申し出ること。
- (2) セーラー服着用時は、髪の長さはセーラー服の白線までを最大限とし、それ以上は結ぶこと。また、ヘアゴム等は華美でないものとする。
- (3) 眉毛については加工をしない。
- (4) ひげは剃り、清潔感を保つようにする。

3 履 物

- (1) 通学には革靴または運動靴・スニーカーを用い、運動靴・スニーカーに於いては華美でないものとする。
- (2) 校舎内では上履きを用いる。上履きは指定のスリッパを用いること。
- (3) 体育館用運動靴は学校指定とする。

4 通学バッグ

華美でないものに限る。

5 そ の 他

- (1) 制服の下からセーター・ジャージ・下着類等を出さない。
- (2) 詰襟着用時は、インナーシャツは白を基調とする。セーラー服着用時は、インナーシャツは華美でないものとする。
- (3) 防寒着（前ページのカーディガンを除く）・マフラー・手袋・ネックウォーマー・ニット帽・耳当て・レッグウォーマーの校舎内での着用は認めない。
- (4) 教室での授業時、特に指示のない限りジャージ・トレパン・体操服等の着用は認めない。
- (5) 高校生として相応しくない装身具（ピアス・指輪・ネックレス・ラバーブレスレット等）および化粧等は禁止する。
- (6) マフラー・手袋・ネックウォーマー・ニット帽・耳当て・レッグウォーマーは華美でないものとする。
- (7) タイツの上から履く厚手の靴下については、華美でないものとし、くるぶし程度の長さのものとする。
- (8) 爪は短く切る。
- (9) 夏服でカーディガンを使用することを禁止する。

自動車学校(指定自動車教習所)通学に関する規定

1 通学許可の条件

下記の条項を満たした者に対して、「普通自動車免許」および「準中型自動車免許」取得のための自動車学校への通学を許可する。なお、下記の条項の一つでも欠いた場合は、通学途中でも一定期間自動車学校への通学を認めない場合がある。

- (1) 進学合格者、ならびに就職希望者（可否に関わらない、公務員は二次試験合格者）。
- (2) 保護者(成人に達した者の両親等を含む、以下同じ)同意の上、学校長の許可を得た者。
- (3) 学校で定められた手続きに則って申請をした者。
- (4) 謹慎指導など生活面の問題で指導期間にかかっていない者。
- (5) 2学期末の成績で、欠点をとった科目、欠課補充が必要な科目、その他指導が必要な科目がないこと（指導終了後許可。ただし、就職先から運転免許証の取得を条件とされている生徒に関しては、弾力的に対応する）。
- (6) その他学業等の面で、自動車学校通学に不適当な状況にないと認められた者。

2 入校手続き

自動車学校通学希望者は下記の手順で手続きを行うこと。

- (1) 2学期（11月）に、「自動車学校入校説明会」に出席する（進路内定の如何に関わらず、在学中に通学を予定している者は参加を義務づける）。
- (2) 「自動車学校通学許可願」を提出する。
- (3) 「自動車学校通学許可証」の発行を受ける。
- (4) 通学を希望する自動車学校に出向き、入校の手続きを行う。

3 通学許可日

自動車学校に通学できる日は、下記の通りである。なお、通学許可日以外に通学した者は、一定期間自動車学校への通学を認めない場合がある。

- (1) 2学期の期末試験終了後から2学期終業式までの土・日・祝日
- (2) 冬期休業期間（終業式後～3学期始業式の前日）。
- (3) 3学期始業式から家庭学習開始日までの土・日・祝日。
- (4) 家庭学習開始日から卒業式まで。ただし、特別時間割・登校日・学校行事など学校が登校を定めた日については、放課後のみ許可する。
- (5) 卒業式終了後。

4 注意事項

自動車学校に通学する者は、下記の注意事項を順守して通学すること。なお、下記の条項に違反した者は、一定期間自動車学校への通学を認めない場合がある。なお、問題行動に対しては、校則により指導する。

- (1) 通学は制服とし、身分証明書・自動車学校通学許可証を携帯すること。
- (2) 自動車学校では、生徒心得の校内生活の条項を順守すること。
- (3) 自動車学校では、指導者・職員・および高校から巡回指導する教員の指導を守ること。
- (4) 卒業式前に免許（仮免も含む）を取得しても、自動車に乗ってはいけない。なお、免許証は卒業式まで保護者が保管する。
- (5) 校内に自動車学校教本等を持ち込まない。また、校内で自動車学校の勉強をしてはいけない。

5 その他

- (1) 「指定自動車教習」以外の教習所や合宿免許による教習は認めない。
- (2) 普通自動車免許および「準中型自動車免許」以外の取得は卒業式まで認めない。ただし、就職内定先の業務等により他免許が必要である場合は別途協議を行う。